

(仮称)彦根市新市民体育センター新築基本設計および実施設計委託業務候補者審査基準

1 はじめに

(仮称)彦根市新市民体育センター新築基本設計および実施設計業務を委託する候補者は、総合体育館の新築・改築工事の設計業務を受託した実績があり、(仮称)彦根市新市民体育センター設置の目的を理解し、設計業務に当たって意欲的な企業とする。

2 業者の審査基準

(1) 第一次審査（書類審査）

① 専門分野の技術者資格

- ・各担当分野について、資格の内容を評価する。

② 同種または類似業務の実績

- ・過去10年間について、同種または類似業務の実績を評価する。

③ 過去の受賞歴

- ・配置技術者の受賞実績を評価する。

④ 業務実施体制

- ・業務実施のための組織体制について評価する。

(2) 第二次審査

① 業務の理解度および取組意欲

- ・業務内容、業務背景、手続きの理解が高く、積極性が見られるか。

② 業務の実施方針

- ・業務への取組体制、協力体制、業務分担体制について評価する。

③ 「人と人が集う“まちなか交流の拠点”としての施設」への考え方は妥当か。

④ 「競技スポーツを推進し、競技力の向上を図る施設」への考え方は妥当か。

⑤ 「健康づくり・体力づくりを推進する施設」への考え方は妥当か。

⑥ 「誰もが使いやすく楽しめる施設」への考え方は妥当か。

⑦ 「市民の生活をサポートする施設」への考え方は妥当か。

⑧ 「環境や地域の歴史・文化に配慮した施設」への考え方は妥当か。

⑨ 工事全般に係るイニシャルコストおよびランニングコストの低減に対する考え方は妥当か。

(3) 資料作成能力

資料が分かりやすく、まとめられているか。

- ① 見やすい工夫がされており、提案書の記載内容に不備・不足はないか。
- (4) プレゼンテーションおよびヒアリング
説明内容および方法、コミュニケーション能力。
 - ① 説明する要点を絞り込み、簡潔で分かりやすい説明であるか。また、質疑に対する応答が的確であるか。
- (5) 見積金額
業務内容に見合った見積金額となっているか。

3 委託候補者の決定

- (1) 第一次審査は書類審査、第二次審査はプレゼンテーションおよびヒアリング審査により実施し、審査員は審査基準に基づいて審査の上、審査項目ごとに評価点数を付し、合計点を算出する。
- (2) 各審査員の評価点数の合計点を合計（以下、合計点数）し、合計点数が最も高い事業者を最優秀委託候補者とする。なお、合計点数が同点の場合は、採点1位とした審査員数が多い事業者を最優秀委託候補者とする。採点1位とした審査員数が同数の場合は、協議の上、審査員長が決定する。
- (3) 審査会で選定した委託候補者が、契約を辞退したり、その他の理由により契約できない場合は、次点の事業者を委託候補者とする。